

## 国立アイヌ民族博物館における科学研究費補助金に係る間接経費の取扱方針

令和7年3月23日  
事務局長・博物館長裁定

### (趣旨)

**第1条** 国立アイヌ民族博物館における科学研究費補助金に係る間接経費(以下「間接経費」という。)について、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合せ)」に基づき、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資するための取り扱いを定める。

### (間接経費の管理)

**第2条** 間接経費は、事業課長が管理する。

### (間接経費の用途)

**第3条** 間接経費の用途は、別表に掲げるとおりとし、原則として財団本部の管理部門及び博物館の機能向上のために必要な共通経費として使用するものとする。ただし、博物館長が研究代表者または研究分担者の研究開発環境の改善のために特に必要と認める場合は、当該研究代表者または研究分担者からの申請に基づき使用できるものとする。

### (間接経費の使用報告)

**第4条** 間接経費の使用状況については、当該年度終了後、所定の様式により館長に報告するものとする。

### (補則)

**第5条** この方針に定めるもののほか、競争的研究費の間接経費の執行に関し必要な事項は別に定めることができる。

## 附 則

この方針は令和7年3月23日から施行する。

## 別表（第3条関係）

### 間接経費の主な使途の例示

#### 1 管理部門に係る経費

- (1) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- (2) 管理事務の必要経費  
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

#### 2 研究部門に係る経費

- (1) 共通的に使用される物品等に係る経費  
備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- (2) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費  
研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費
- (3) 特許関連経費
- (4) 設備の整備、維持及び運営経費
- (5) ネットワークの整備、維持及び運営経費
- (6) 図書室・ライブラリの整備、維持及び運営経費

#### 3 その他の関連する事業部門に係る経費

- (1) 研究成果展開事業に係る経費
- (2) 広報事業に係る経費

#### 4 その他上記以外において事務局長及び博物館長が財団本部の管理部門及び博物館機能の向上に関連して間接経費が必要と判断した経費